

# 傷害見舞金規程

## (適用範囲)

- 第 1 条** 次のような行事で生じた事故による傷害とする。
- (1) 県連主催大会及び支部予選大会。
  - (2) 支部主催大会。
  - (3) 県連が後援する行事に参加中生じた事故については、委員会で特に認めたもの。
- 第 2 条** 事故及び傷害の要因が、故意または刑法・民法等に抵触する理由による場合は、支給しない。
- 第 3 条** 会員が資格を失ったときは支給しない。

## (審査及び支給)

- 第 4 条** 第 1 条に定める事故が生じた場合は、すみやかに負傷者の所属する支部長は次の手続きを行う。
- (1) 事故報告書（様式－2）を事故発生日より 2 週間以内に提出する。
  - (2) 完治した場合は、治癒報告書（様式－3）、証明書（様式－4）を 1 ヶ月以内に提出する。
- 第 5 条** 審査の結果障害が認定されると見舞金（別表第 5）を支給する。
- 第 6 条** 見舞金の受取人は会員とし、会員死亡の場合はその遺族とする。

## (附 則)

1. 本規定に定めのない事項については、委員会にて決定する。
2. 本規定は、昭和 58 年 1 月 1 日より実施する。
3. 昭和 59 年 1 月 1 日 一部改正
4. 昭和 63 年 1 月 1 日 一部改正
5. 平成 21 年 2 月 7 日 一部改正
6. 平成 31 年 2 月 10 日 一部改正

## (別表第5) 障害見舞金

障害見舞金額は次の通りとする。

- (1) 死亡の場合 1,000,000 円
- (2) 入院の場合 1日 3,000 円
- (3) 通院の場合 1日 2,000 円

イ. 下記の場合、見舞金支給額を9割とする

- ① 接骨院にて10日以上を通院
  - ② 病院にて10日以上理学療法を含む通院
- (4) 入院後退院し、引き続き通院した場合は、それぞれの金額の合計を支給する。
  - (5) 骨折等にてギブス固定(15日以上)の場合、一律10,000円を加算する。
  - (6) 最高支給額は
    - (2) の場合 180,000 円
    - (3) " 120,000 円
    - (3)ーイ " 108,000 円
    - (4) " 180,000 円
  - (7) 医師の証明書は、共済会指定の用紙を使用し、その手数料は個人負担とする。  
また保険会社請求用診断書がある場合、証明書として代用できる。
  - (8) 緊急で最寄りの医院において初診治療し、その後傷害者が近隣の医院に転院した場合、初診治療費の領収書を証明書とみなし対処する。
  - (9) 通院日数が5~10日の場合、その領収書を証明書として代用できる。また、入院日数と通院日数が合わせて5~10日の場合、『入院』を明らかに証明できる領収書であれば、同様に証明書の代用として認める。